

広島県告示第七百二十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年六月十八日

広島県知事 横 田 美 香

一 区域

三次市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
令和八年八月一八日	午前一二時～午後二時三〇分	ひろしま農業協同組合 甲奴支店
令和八年八月一九日	午前一〇時三〇分～午後二時三〇分	三次市役所
令和八年八月二〇日	午前一〇時三〇分～午後二時三〇分	三次市役所
令和八年八月二一日	午前一〇時三〇分～午後二時三〇分	三次市福祉保健センター
令和八年八月二四日	午前一〇時三〇分～午後二時三〇分	三次市福祉保健センター

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
令和八年八月一八日～令和九年三月三一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会